

五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川・綱ノ瀬川・日向川・大瀬川・追川・日之影川・長谷川・御泊川・秋元川・狩底川・岩戸川・土呂久川・神代川・跡取川・芋洗谷川・上野川・下野川・小又川・布平川・大内川・河内川・田原川・指野川・小河内川・菅の谷川・川走川・三ヶ所川・小谷川・尾平川  
洪水浸水想定区域図(想定最大規模)【全体図】



**【凡例】**

浸水した場合に想定される水深

- 20.0m以上の区域
- 10.0m ~ 20.0m未満の区域
- 5.0m ~ 10.0m未満の区域
- 3.0m ~ 5.0m未満の区域
- 0.5m ~ 3.0m未満の区域
- 0.5m未満の区域

--- 市町村境界

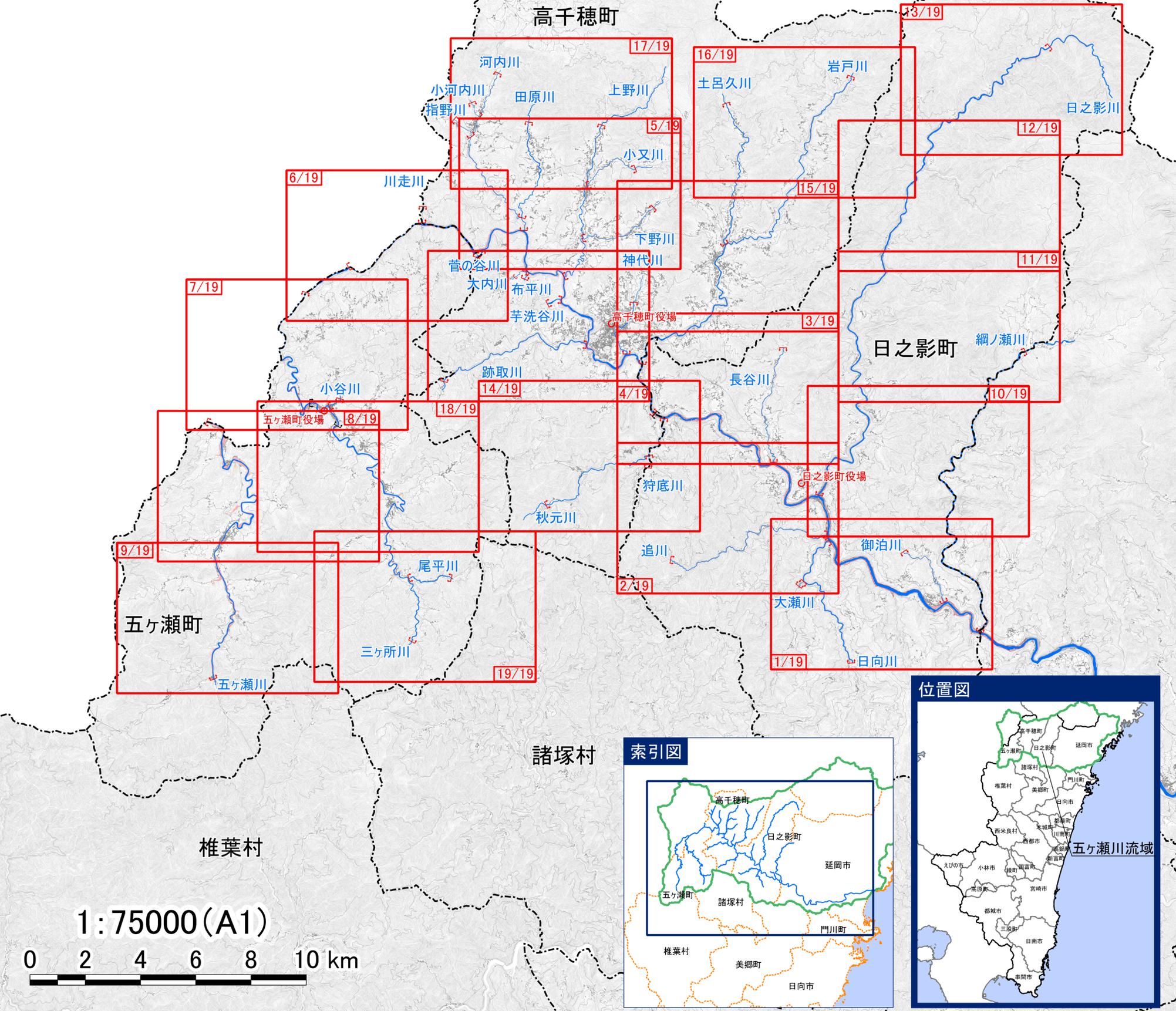
■ 河川等範囲

→ 洪水浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川

↔ 洪水浸水想定区域の指定の対象となる河川

赤枠内: 水位周知河川区間の洪水浸水想定区域

赤枠外: 小規模河川区間の洪水浸水想定区域



延岡市

1. 説明文
- (1) この図は、五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川、三ヶ所川の水位周知区間及び4(5)の河川の県管理区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
  - (2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の五ヶ瀬川、三ヶ所川及び4(5)の河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により、指定時点の五ヶ瀬川、三ヶ所川及び4(5)の河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
  - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、五ヶ瀬川、三ヶ所川及び4(5)の河川以外の河川の氾濫、五ヶ瀬川、三ヶ所川以外の河川堤防の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、浸水が想定される範囲以外においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
  - (4) この図は、五ヶ瀬川、三ヶ所川の水位周知区間においては「洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)(平成27年7月)」に基づいて破壊、越水又は溢水した場合に想定される浸水区域・浸水深を、4(5)の河川においては「小規模河川の洪水浸水想定区域図作成の手引き(令和5年7月)」に基づいて越水又は溢水した場合に想定される浸水区域・浸水深を表示した図面です。
2. 基本事項等(五ヶ瀬川における水位周知区間)
- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 作成主体        | 宮崎県   |
| (2) 指定年月日       | 平成30年12月6日  |
| (3) 告示番号        | 宮崎県告示第933号  |
| (4) 指定の根拠法令     | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項(*)   |
| (5) 対象となる水位周知河川 | 五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川(実施区間)<br>左岸: 西臼杵郡日之影町大字七折字長迫13612番17地先から西臼杵郡日之影町大字七折字綱ノ瀬川との合流点まで<br>右岸: 西臼杵郡高千穂町大字向山字水ヶ崎3719番2地先から西臼杵郡日之影町大字分城ノ瀬川との合流点まで |
| (6) 指定の前提となる降雨  | 五ヶ瀬川流域の24時間総雨量752mm   |
| (7) 関係市町村       | 日之影町、高千穂町   |
- (\*) 水防法の項番号等は指定時点の法律のものです。
3. 基本事項等(三ヶ所川における水位周知区間)
- |                 |  |
|-----------------|--|
| (1) 作成主体        | 宮崎県  |
| (2) 指定年月日       | 平成30年12月6日   |
| (3) 告示番号        | 宮崎県告示第932号   |
| (4) 指定の根拠法令     | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項(*)  |
| (5) 対象となる水位周知河川 | 五ヶ瀬川水系三ヶ所川(実施区間)<br>左岸: 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字下滝下国道赤谷橋から西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字古園 廻瀬取水ダムまで<br>右岸: 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字赤谷国道赤谷橋から西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字陸ノ原 廻瀬取水ダムまで |
| (6) 指定の前提となる降雨  | 五ヶ瀬川流域の24時間総雨量907mm  |
| (7) 関係市町村       | 五ヶ瀬町   |
- (\*) 水防法の項番号等は指定時点の法律のものです。
4. 基本事項等(2、3以外の県管理河川)
- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 作成主体    | 宮崎県  |
| (2) 指定年月日   | 令和8年2月26日  |
| (3) 告示番号    | 宮崎県告示第139号   |
| (4) 指定の根拠法令 | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項第3号  |
| (5) 対象河川    | 五ヶ瀬川、綱ノ瀬川、日向川、大瀬川、追川、日之影川、長谷川、御泊川、秋元川、狩底川、岩戸川、土呂久川、神代川、跡取川、芋洗谷川、上野川、下野川、小又川、布平川、大内川、河内川、田原川、指野川、小河内川、菅の谷川、川走川、三ヶ所川、小谷川、尾平川 |
- (6) 指定の前提となる降雨 想定し得る最大規模の降雨(水系及び河川ごとに異なる)
- (7) 関係市町村 延岡市、日之影町、高千穂町、五ヶ瀬町



1:75000(A1)

※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。『測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R7JHs 657』